

「1級 第一次検定のみ」の受検申込用紙の購入にあたってのご注意

建設業法等の一部改正により、令和3年度から、「学科試験・実地試験」は「第一次検定、第二次検定」に再編されることとなり、受検申込用紙の種類も下記のとおり変更となります。

【土木、管工事、電気通信工事、造園 共通】

令和2年度まで（現行）

- 1級 学科試験・実地試験
- 1級 実地試験のみ

- 2級 学科試験のみ（前期）
- 2級 学科試験のみ（後期）
- 2級 学科試験（後期）・実地試験
- 2級 実地試験のみ



令和3年度より（新制度）

- 1級 第一次検定のみ ←新規
- 1級 第一次検定・第二次検定
- 1級 第二次検定のみ

- 2級 第一次検定のみ（前期）
- 2級 第一次検定のみ（後期）
- 2級 第一次検定（後期）・第二次検定
- 2級 第二次検定のみ

- ・技術検定制度の改正により、2級の第二次検定（実地試験）に合格した者は、令和3年度から1級の受検に必要な実務経験を満たす前でも、1級の第一次検定を受検することが可能となったため、「1級 第一次検定のみ」の申込用紙を新規に販売することになりました。
- ・「1級 第一次検定のみ」の申込用紙は、主として、2級合格者で1級の所定の実務経験年数を満たしていない方を対象とした申込用紙になります。
- ・今年度「1級 第一次検定のみ」を受検し合格しても、今年度の「第二次検定」の受検はできません。「第二次検定」を受検できるのは翌年度以降となります。
- ・既に1級の所定の実務経験年数がある方、又は過去に1級を受検したことがある方は「第一次検定・第二次検定」の申込用紙をご購入ください。